

学校感染症による出席停止について

感染の恐れのある下記の病気については、学校保健安全法第 19 条に従い、校長が「出席停止」とします。
医師の治療を受け、早く病気を治して下さい。
医師から、「全快し、伝染の恐れがなくなった」という判断が出て、初めて登校することができます。
その際、必ず、下記の治癒証明書を学校に提出して下さい。
※新型コロナウイルスとインフルエンザに関しては、下段の保護者による届出（療養報告書）のみ提出して下さい。

疾患名

インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・風疹・水痘（みずぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・咽頭結腸熱・結核・髄膜炎菌性髄膜炎・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎（はやり目）・腸管出血性大腸菌感染症・新型コロナウイルス
その他の伝染病 [溶連菌感染症・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）・ウィルス性肝炎・ヘルパンギーナ・マイコプラズマ肺炎・感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）など]

治癒証明書	年	組	氏名
.....			
上記の者は、（ ）が軽快し、 且つ、学校保健安全法施行令規則により感染症の予防上支障がないと認めます。			
出席停止の期間			
年	月	日	～ 年 月 日
.....			
年	月	日	
文華女子高等学校 校長 殿			
医療機関名			印
.....			

療養報告書	年	組	氏名
.....			
上記の者は、新型コロナウイルス・インフルエンザ（どちらかに○をして下さい）により療養していましたが、出席停止期間を経過しましたので、報告致します。			
出席停止の期間			
年	月	日	～ 年 月 日
.....			
（上記診断を受けた日 年 月 日）			
文華女子高等学校 校長 殿			
受診した医療機関名		保護者名	印
.....			